

那覇港特定外来生物（ヒアリ）調査業務（その2） 特記仕様書

1. 業務概要

平成 29 年 6 月に神戸港で初めてヒアリが確認されて以降、現在までに本州各地の港湾においてヒアリの確認事例が報告されており、国内への侵入及び定着が懸念されている。現段階では国内への侵入及び経路が確認されたもののほとんどが、中国を出港又は経由したコンテナに由来したものであることが判明しており、ヒアリ生息地を出港又は経由するコンテナについて、国内へのヒアリ侵入を防ぐための対策が求められている。

本業務は、那覇港管理区域内におけるヒアリ侵入状況の把握、ヒアリ発見時における初動体制の検討及び港湾関係者に向けたヒアリ対策等に関する講習会を実施し、ヒアリ侵入・定着を防止することを目的に行うものである。

2. 履行機関

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日までとする。

3. 業務内容

(1) 港湾内（新港 9 号、10 号）におけるヒアリ調査

那覇港管理区域内（新港ふ頭地区 9 号、10 号）において、誘引トラップによる調査を実施し、特定外来生物であるヒアリ及びアカカミアリの生息確認を行う。

- ・調査回数：1 回（冬季（12 月～1 月））
- ・1 回あたりの誘引トラップ設置個数：約 400 個

調査方法は、対象地域である新港 9 号、10 号に蔵置されているコンテナ周辺を対象として、コンテナの中央部に誘引剤としてスナックを直置きし、設置から 40～50 分後に集まっているアリのビニール袋にて採集する。採集したアリは、港湾内で殺処分した後持ち帰り、顕微鏡下で種同定を行う。

調査結果の報告は、ヒアリ類の有無と調査位置図を整理した結果を 1 週間以内に、種同定等の報告書のとりまとめを 4 週間以内に報告する。

(2) ヒアリ発見時における初動体制の検討

ヒアリ発見後の連絡体制、簡易のヒアリ駆除又は静置法等の初動対応基準、体制等が確立されていないため、これらを設定するための検討を行う。

(3) 港湾関係者を対象とした講習会の開催

那覇港湾関係者を対象にしたヒアリに関する講習会を 2 回開催する。設置・運営を支援し、会議資料の作成及び開催状況のとりまとめを行う。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせについては、事前協議、最終報告の各1回を実施する。

4. 共通仕様書の適用

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務仕様書」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」等の関係仕様書に基づき実施しなければならない。

5. 適用について

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

6. 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて

本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

7. 管理技術者の直接的雇用関係について

- (1) 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
- (2) 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に提出するものとする。

8. 配置技術者の確認について

- (1) 受注者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書共通編第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施しているこ

とを写真等で確認できる者

- (3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- (4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

9. 成果物の提出

本業務の成果品として提出するものは次のとおりとする。

- ・業務報告書 5部（A4版）
- ・電子データ（CD-R） 1式
- ・その他（監督職員が指示するもの）